

計画作成年度	令和 6 年度
計 画 主 体	伊豆市

伊豆市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 伊豆市産業部農林水産課
 所 在 地 〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 24-1
 電 話 番 号 0558-72-9893
 F A X 番 号 0558-72-9909
 メールアドレス ringyo@city.izu.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アナグマ、カワウ
計画期間	令和7年度 ～ 令和9年度
対象地域	伊豆市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
ニホンジカ	米	3,209	244
	野菜	3,924	87
	果樹	2,972	96
	いも類	429	10
	その他（ワサビ・シイタケを除く）	325	73
	ワサビ	2,574	7
	シイタケ原木林	1,345	12
	小 計	14,778	529
	シイタケ	2,854	—
	合 計	17,632	529
イノシシ	米	1,691	150
	野菜	1,208	20
	果樹	382	10
	いも類	2,614	40
	その他（ワサビ・シイタケを除く）	5	1
	ワサビ	11	0
	シイタケ原木林	0	0
	小 計	5,911	221
	シイタケ	105	—
	合 計	6,016	221
ハクビシン	野菜	227	4
	果樹	525	17
	いも類	0	0
	その他	28	22
	合 計	780	43

アナグマ	野菜	0	0
	果樹	0	0
	いも類	340	5
	その他	0	0
	合 計	340	5
カワウ	アユ等	9,115	—
合 計		33,883	798

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンジカ

a. 生息状況

静岡県が実施する、糞粒法による生息密度調査（令和2年度）では、伊豆市を含む伊豆地域でのニホンジカの生息密度が約30頭/km²との結果が出ており、農林業被害への影響があまり大きくならない数値とされている生息密度（1～2頭/km²）や自然植生への影響が出ないといわれている生息密度（3～5頭/km²）に比べ、非常に大きい数値となっている。

また、直近の令和5年度に実施された静岡県による糞粒調査によると伊豆市の生息密度は、対前年度△6.98ポイントの19.08頭/km²となっており、減少傾向ではあるものの依然として生息密度は高い状態が続いている。

b. 被害の発生時期

水稻、野菜、果樹等の他、特産品のワサビ・シイタケにも被害は及んでおり、1年を通じて被害が発生している。

c. 被害の発生場所

生息域に一致する形で、里山付近に生息している個体が耕作地や人家付近に出没して、農作物への被害を発生させている。

また、国立公園などを含む奥山地域でも、樹皮剥ぎによる樹木の枯死、食害によるササ類の減少などが発生しており、生態系の変化はもとより、環境及び自然災害への影響が危惧されている。

d. 被害地域の増減傾向

侵入防止柵設置等の効果により全体の被害額、被害面積は減少傾向となっているが、特定の地域において顕著な増減はみられず、農林産物への被害は市内全域に広がっている。

②イノシシ

a. 生息状況

環境省が実施した自然環境保全基礎調査によると、市内全域で生息が確認されている。

また、静岡県がまとめた出猟カレンダーによる生息確認状況では、生息分布域は拡大しているものと考えられる。

b. 被害の発生時期 水稲、野菜、果樹等の他、特産品のワサビ・シイタケにも被害は及んでおり、1年を通じて被害が発生しているが、特に水稲や根菜類の収穫時期である秋に被害が多い。 c. 被害の発生場所 里山付近の耕作地や人家周辺など、市全域において発生している。 d. 被害地域の増減傾向 年々、イノシシの捕獲頭数および集落からの被害報告の件数が増加しており、生息域と被害地域は拡大している。
③ハクビシン a. 生息状況 調査等を実施していないため正確な状況は把握できていないが、被害報告は市内全域から寄せられており、生息も市内全域にわたると推測される。 b. 被害の発生時期 野菜類や果樹への被害は夏場に多く発生しているが、人家や納屋への侵入被害は年間を通じて発生している。 c. 被害の発生場所 畑や果樹園を中心に食害が発生している。また、人家や納屋への侵入被害は中山間地域に限らず市街地や住宅地でも発生している。 d. 被害地域の増減傾向 夏場の野菜類や果樹への被害が報告され、市内の多くを占める中山間地域において被害が発生している。加えて近年、市街地も含めて人家や納屋の屋根裏、敷地内への侵入や糞害相談が増加している。
④アナグマ a. 生息状況 被害や目撃の報告は市内全域から寄せられており、生息は市内全域にわたると推測される。 b. 被害の発生時期 いも類などの被害、また人家や納屋への侵入被害、掘り起こしなど年間を通じて発生している。 c. 被害の発生場所 いも類を中心に食害や掘り起こしが発生している。また、人家や納屋での糞被害は中山間地域に限らず市街地や住宅地でも発生している。 d. 被害地域の増減傾向 夏場の野菜類や果樹への被害が報告され、市内の多くを占める中山間地域において被害が発生している。加えて近年、市街地も含めて人家や納屋の床下、敷地内への侵入や糞害相談が増加している。

⑤カワウ

a. 生息状況

狩野川漁業協同組合が実施した目視調査により、狩野川水系に約 400～500 羽の生息が確認されている。また、静岡県が実施しているカワウ生息実態調査（令和 4 年度）では、東部地域に「ねぐら・コロニー」が 6～7 箇所存在し、生息数についても、夏季で約 800 羽、冬季で約 500 羽が生息しているとの結果が出ている。

b. 被害の発生時期

3～5 月に実施されるアユの放流時期に相当数が捕食され、その他アマゴ、ウグイ、オイカワ、コイ、フナ、ニジマス、うなぎ等に被害が及んでおり、通年で被害が発生している。

c. 被害の発生場所

狩野川水系全域において発生している。

d. 被害地域の増減傾向

被害額は減少しているものの、狩野川水系に生息しているアユに加え、放流したアユの捕食は引き続き発生している。

（注） 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（3）被害の軽減目標

指標	現状値（令和 5 年度）		目標値（令和 9 年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （ha）	被害金額 （千円）	被害面積 （ha）
ニホンジカ	17,632 千円	5.3ha	14,106 千円	4.2ha
イノシシ	6,016 千円	2.2ha	4,813 千円	1.8ha
ハクビシン	780 千円	0.4ha	624 千円	0.3ha
アナグマ	340 千円	0.1ha	272 千円	0.1ha
カワウ	9,115 千円	—	7,292 千円	—
計	33,883 千円	8.0ha	27,107 千円	6.4ha

※被害金額、面積とも 2 割の減少を目標とする。

（注） 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題														
捕獲等に関する取組	<ニホンジカ・イノシシ> ○平成 20 年度に地元猟友会、NPO 法人を母体として「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」(6 班)を編成。農林業者からの被害報告、捕獲依頼に基づき銃やわなによる予察捕獲を実施。 平成 23 年度からは、業務として市職員(会計年度任用職員)による捕獲も実施。 また、平成 29 年度には職員や有害鳥獣捕獲隊からの選抜隊員で構成する鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲隊各班の担当エリアを超えた捕獲や緊急を要する捕獲に対応。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">捕獲数(頭)</th></tr> <tr> <th>ニホンジカ</th><th>イノシシ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>847</td><td>715</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>633</td><td>865</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度</td><td>417</td><td>543</td></tr> </tbody> </table> ○わな猟免許取得補助(H27 年度～) わな猟免許取得に係る費用を補助し、捕獲従事者の増加を図った。 ○わな初心者講習会の開催 鳥獣の生態およびわなに関する知識の講義、わなの作り方、仕掛け方、各道具の使い方など、実践的な講習会を開催し、捕獲従事者の確保に努めた。 <ハクビシン・アナグマ> ○職員による捕獲 市民からの被害相談で、屋根裏に侵入している、ため糞に苦慮しているなど、市民生活に影響を与える緊急事案に対しては、職員(会計年度任用職員)が箱わなによる捕獲を実施。 <カワウ> ○銃による捕獲(漁協から猟友会へ委託) 平成 11 年から平成 23 年まで函南町日守、伊豆の国市スポーツワールド跡地で実施されていた。平成 28 年からは沼津の瓜島がコロニーと確認され、捕獲を実施。伊豆市内でも大平柿木の養魚場にて捕獲を実施。	年度	捕獲数(頭)		ニホンジカ	イノシシ	令和 3 年度	847	715	令和 4 年度	633	865	令和 5 年度	417	543	○高齢化や銃所持者の減少による捕獲従事者(捕獲隊員)の減少 ○捕獲従事者の安全確保、負担軽減 ○捕獲個体の処理に係る捕獲従事者の負担軽減 ○被害発生箇所や増加している生息域で重点的に捕獲を実施する推進体制の整備 ○県管理捕獲と市の有害捕獲の重複実施による捕獲従事者の混乱回避 ○カワウについて、安全に銃猟(空気銃)を実施できる箇所での捕獲を推進するとともに、銃以外での捕獲方法についての検討が必要
年度	捕獲数(頭)															
	ニホンジカ	イノシシ														
令和 3 年度	847	715														
令和 4 年度	633	865														
令和 5 年度	417	543														

	令和6年度、狩野川漁業協同組合から依頼された狩猟者により空気銃による捕獲を実施。 ○ドローン等を使用した対策 令和5年度より静岡県の過疎イノベーション導入事業を活用し、ドローンをはじめとしたICT技術を使用し対策を行う。銃での駆除が難しい場所での対策や、正確なカワウの生態把握のために県水産資源課や狩野川漁業協同組合と連携して対策を実施。																																																																			
防護柵の設置等に関する取組	○伊豆市有害鳥獣等被害対策事業費補助金（市単独補助）による、農林産物を対象とした侵入防止柵資材費への助成 <table><tr><th>年度</th><th>金額 (千円)</th><th>延長 (km)</th></tr><tr><td>令和3年度</td><td>3,029</td><td>8.3</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>3,802</td><td>11.0</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>2,578</td><td>7.6</td></tr></table> ○鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫補助金）の活用 ・集落ぐるみで設置する侵入防止柵の資材提供 ※受益者による直営施工が要件 <table><tr><th>年度</th><th>実施地区</th><th>種類</th><th>金額 (千円)</th><th>延長 (m)</th></tr><tr><td>H25</td><td>茅野</td><td>金網柵</td><td>1,155</td><td>565</td></tr><tr><td>H26</td><td>大平柿木</td><td>金網柵</td><td>2,354</td><td>1,242</td></tr><tr><td>H27</td><td>大平柿木</td><td>ワイヤーメッシュ</td><td>2,149</td><td>1,724</td></tr><tr><td>H29</td><td>修善寺</td><td>ワイヤーメッシュ</td><td>656</td><td>432</td></tr><tr><td rowspan="2">H30</td><td>大平柿木</td><td>ワイヤーメッシュ</td><td>2,217</td><td>1,436</td></tr><tr><td>本柿木</td><td>ワイヤーメッシュ</td><td>2,861</td><td>2,026</td></tr><tr><td>R1</td><td>茅野</td><td>ワイヤーメッシュ</td><td>940</td><td>1,473</td></tr><tr><td>R2</td><td>大平柿木</td><td>ワイヤーメッシュ</td><td>1,692</td><td>1,080</td></tr><tr><td>R3</td><td>冷川</td><td>ワイヤーメッシュ</td><td>2,289</td><td>1,150</td></tr><tr><td>R5</td><td>熊坂</td><td>ワイヤーメッシュ</td><td>782</td><td>410</td></tr></table>	年度	金額 (千円)	延長 (km)	令和3年度	3,029	8.3	令和4年度	3,802	11.0	令和5年度	2,578	7.6	年度	実施地区	種類	金額 (千円)	延長 (m)	H25	茅野	金網柵	1,155	565	H26	大平柿木	金網柵	2,354	1,242	H27	大平柿木	ワイヤーメッシュ	2,149	1,724	H29	修善寺	ワイヤーメッシュ	656	432	H30	大平柿木	ワイヤーメッシュ	2,217	1,436	本柿木	ワイヤーメッシュ	2,861	2,026	R1	茅野	ワイヤーメッシュ	940	1,473	R2	大平柿木	ワイヤーメッシュ	1,692	1,080	R3	冷川	ワイヤーメッシュ	2,289	1,150	R5	熊坂	ワイヤーメッシュ	782	410	○農林産物を守るための防護柵の設置が農家個別の対策となっており、ほ場を連担して広域的に設置していないため、未設置ほ場等への被害が発生している。 ○適切な防護柵の設置や管理がされていないために、防護柵設置後も被害にあうケースがある。 ○農地を自ら守るという意識付けと被害対策の知識の普及 ○集落ぐるみでの対策が進まない
年度	金額 (千円)	延長 (km)																																																																		
令和3年度	3,029	8.3																																																																		
令和4年度	3,802	11.0																																																																		
令和5年度	2,578	7.6																																																																		
年度	実施地区	種類	金額 (千円)	延長 (m)																																																																
H25	茅野	金網柵	1,155	565																																																																
H26	大平柿木	金網柵	2,354	1,242																																																																
H27	大平柿木	ワイヤーメッシュ	2,149	1,724																																																																
H29	修善寺	ワイヤーメッシュ	656	432																																																																
H30	大平柿木	ワイヤーメッシュ	2,217	1,436																																																																
	本柿木	ワイヤーメッシュ	2,861	2,026																																																																
R1	茅野	ワイヤーメッシュ	940	1,473																																																																
R2	大平柿木	ワイヤーメッシュ	1,692	1,080																																																																
R3	冷川	ワイヤーメッシュ	2,289	1,150																																																																
R5	熊坂	ワイヤーメッシュ	782	410																																																																
生息環境管理その	農業者に対して、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性などの農作物被害防止対策について助言、指導するなどの普及に努めてきた。	○個別相談に対する助言や指導に留まり、集落や地域単位での普及に至っていない。 ○鳥獣被害対策は「捕獲」と「防護」との認識が強く、生息環境管理の取組にはなかなか理解が得られない。																																																																		

他 の 取 組		
------------------	--	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

ニホンジカ・イノシシについては、前述の被害軽減目標（現状値からの2割減）を達成するため、従前から鳥獣被害対策の柱としてきた次の5つの方針で実施していく。

①適正な生息数を目指した個体数調整のための捕獲

静岡県が策定した静岡県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）に基づく市内での管理捕獲や狩猟の実施状況を併せ、伊豆市有害鳥獣捕獲隊による被害防止目的捕獲（予察捕獲）や特に被害の多い地域等では市職員及び伊豆市有害鳥獣捕獲隊からの選抜隊員で構成した伊豆市鳥獣被害対策実施隊による銃やわなによる捕獲を実施していく。

わなによる捕獲にあたっては、被害発生地域への集中的なくくりわなの設置を実施するとともに、囲いわなや効率的な捕獲方法も併せて検討していく。加えて、狩猟免許取得に要する費用の助成や、捕獲技術向上を目的とした講習会の開催等により、新たなわな捕獲従事者の増加を推進していく。また、銃による捕獲従事者に対しては射撃講習会を実施し安全対策に努める。

②侵入防止柵の設置による物理的な防護

市単独による侵入防止柵設置に対する助成を継続していくとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金、県の農業農村整備事業補助金等を活用しつつ、被害地域に適した防護対策を推進していく。また、伊豆市鳥獣被害対策実施隊の主催により住民向けの研修会を開催し、効果的な対策方法の普及を図り、自らの地を自ら守れる集落づくりを目指していく。

③野生鳥獣生息地の造成

間伐事業や人工林の整備を積極的に実施し、下層植物の再生を促し野生鳥獣の生息地を確保する。また、人の手が入らなくなり荒廃した里山の整備、耕作

放棄地の解消を推進し、人家付近での野生鳥獣の棲家を減らしていく。

④野生鳥獣の生態や適正な防護を講じるための対応策の広報・普及

住民の鳥獣被害対策に対する意識啓発を行うため、伊豆市鳥獣被害対策実施隊による各集落での勉強会や集落診断、広報誌の配布を実施していくとともに、「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー」の活用も検討していく。

⑤ICT技術の導入

限られた人員で効率的な捕獲を行うとともに従事者の負担を極力軽減するためには、被害の発生状況や生息域的確でリアルな把握が必要不可欠。このため、ICT技術を導入し、これを活用した情報の把握と可視化による捕獲を推進していく。

カワウについては、分布状況や生態を調査し、より効果的な対策方法を協議し、持続可能な体制づくりをしていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市長の委嘱による「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」(担当地区割による6班体制)による被害防止目的捕獲(有害鳥獣捕獲)を捕獲の中心に位置づけ、狩猟期を除く期間、ニホンジカ、イノシシの予察捕獲を実施する。

新たに対象鳥獣としたハクビシン、アナグマは、被害発生 の 時期、場所、市民生活への影響の度合いに応じて、職員や有害鳥獣捕獲隊による捕獲を実施する。

また、カワウについては、生息域が近隣市町にも及ぶため狩野川漁業協同組合を含めた関係団体と連携しつつ、効率的な捕獲について協議するとともに必要に応じて捕獲を実施する。

平成29年度に発足した「伊豆市鳥獣被害対策実施隊」と「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」は、その役割分担を明確にし、「伊豆市鳥獣被害対策実施隊」は、被害の多い箇所、生息密度の高い箇所などで即時・緊急・集中的な捕獲を実施する。

また、今後銃所持者が減少する中で、より高度な技術を要しかつ安全な捕獲手法でもあるライフル銃を使用した少人数での銃捕獲も推進する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付す

る。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7 年度	ニホンジカ イノシシ	○ニホンジカについては、静岡県が実施する管理捕獲と連携しながら対策を進めていく。 ○伊豆市鳥獣被害防止対策協議会から捕獲資機材を借り受け、伊豆市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施。捕獲隊による捕獲活動を補完する。 ○農林業者等の捕獲従事者を増加させるため、狩猟免許試験の広報および免許取得費用の一部を助成するとともに、狩猟免許取得者を対象に、より効果的で安全な捕獲方法の講習会を開催する。 ○センサーカメラ、わな監視センサー、捕獲確認アプリなどの I C T 技術の実証と導入により、効率的な捕獲、リアルタイムの情報収集とデータ蓄積、捕獲従事者の負担軽減を推進する。
	ハクビシン アナグマ	○伊豆市鳥獣被害防止対策協議会から小型獣用の捕獲機材を借り受け、職員や捕獲隊員を中心に捕獲を推進する。 ○小型獣用捕獲機材の確保を推進するとともに、捕獲した個体を苦痛なく処理するための止めさし機器や二酸化炭素を使用した処分箱の導入を促進する。
	カワウ	・関係機関との連携、ねぐら・コロニー調査、捕獲方法の検討、捕獲実施
令和 8 年度	ニホンジカ イノシシ	○ニホンジカについては、静岡県が実施する管理捕獲と連携しながら対策を進めていく。 ○伊豆市鳥獣被害防止対策協議会から捕獲資機材を借り受け、伊豆市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施。捕獲隊による捕獲活動を補完する。 ○農林業者等の捕獲従事者を増加させるため、狩猟免許試験の広報および免許取得費用の一部を助成するとともに、狩猟免許取得者を対象に、より効果的で安全な捕獲方法の講習会を開催する。 ○センサーカメラ、わな監視センサー、捕獲確認アプリなどの I C T 技術の実証と導入により、効率的な捕獲、リアルタイムの情報収集とデータ蓄積、捕獲従事者の負担軽減を推進する。
	ハクビシン アナグマ	○伊豆市鳥獣被害防止対策協議会から小型獣用の捕獲機材を借り受け、職員や捕獲隊員を中心に捕獲を推進する。

令和 9 年度		○小型獣用捕獲機材の購入を推進するとともに、捕獲した個体を苦痛なく処理するための止めさし機器や二酸化炭素を使用した処分箱の導入を促進する。
	カワウ	・関係機関との連携、ねぐら・コロニー調査、捕獲方法の検討、捕獲実施
	ニホンジカ イノシシ	○ニホンジカについては、静岡県が実施する管理捕獲と連携しながら対策を進めていく。 ○伊豆市鳥獣被害防止対策協議会から捕獲資機材を借り受け、伊豆市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施。捕獲隊による捕獲活動を補完する。 ○農林業者等の捕獲従事者を増加させるため、狩猟免許試験の広報および免許取得費用の一部を助成するとともに、狩猟免許取得者を対象に、より効果的で安全な捕獲方法の講習会を開催する。 ○センサーカメラ、わな監視センサー、捕獲確認アプリなどの I C T 技術の実証と導入により、効率的な捕獲、リアルタイムの情報収集とデータ蓄積、捕獲従事者の負担軽減を推進する。
	ハクビシン アナグマ	○伊豆市鳥獣被害防止対策協議会から小型獣用の捕獲機材を借り受け、職員や捕獲隊員を中心に捕獲を推進する。 ○小型獣用捕獲機材の購入を推進するとともに、捕獲した個体を苦痛なく処理するための止めさし機器や二酸化炭素を使用した処分箱の導入を促進する。
	カワウ	○関係機関との連携、ねぐら・コロニー調査、捕獲方法の検討、捕獲実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンジカについては、静岡県による管理捕獲の目標捕獲頭を参考とし、直近3ヶ年の有害鳥獣捕獲実績、ピーク時（H28 年度）捕獲頭数、被害の実情を総合的に勘案して設定する。 イノシシについては、個体数を推定する実用的な方法が確立しておらず、静岡県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）第4期においても、明確な捕獲目標頭数が設定されていないことから、直近3ヶ年の有害鳥獣捕獲実績、ピーク時（R2 年度）捕獲頭数、被害の実情、目撃・出没情報に加え、引き続き豚熱対策による捕獲促進を総合的に勘案して設定する。

ハクビシン、アナグマについては、令和4年度から令和6年度までの捕獲実績頭数の平均を基準とし、これに被害軽減効果を見据えた頭数を加算（3ヶ年平均の1.2倍）して設定する。

捕獲場所については、市内全域で被害が発生していることから、国有林、鳥獣保護区を含む伊豆市一円を対象区域とする。

なお、伊豆市有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動にあたっては、各地区の地理や野生鳥獣の生息状況に精通した班単位の設定とし、市内を旧町の区域と国有林の5地区に分割したうえで、各班の担当地区を設定する。

①旧修善寺町 ②旧土肥町 ③旧天城湯ヶ島町（国有林を除く） ④旧中伊豆町（国有林を除く） ⑤国有林

（注）近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ	2,000 頭	2,000 頭	2,000 頭
イノシシ	1,200 頭	1,200 頭	1,200 頭
ハクビシン	11 頭	11 頭	11 頭
アナグマ	18 頭	18 頭	18 頭

（注）対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<伊豆市有害鳥獣捕獲隊> ①捕獲方法 銃器、わなによる予察捕獲 ②実施箇所 市内全域（鳥獣保護区を含む、わなについては5地区に分割） ③実施時期 狩猟期間を除く通年 <伊豆市鳥獣被害対策実施隊> ①捕獲方法 銃、わなによる予察、対処捕獲（主に中型獣） ②実施箇所 市内全域（鳥獣保護区を含む） ③実施時期 通年

（注）1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃では仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用については、使用者に対し、十分な実技訓練等を実施し、安全確保を徹底する。 ライフルによる捕獲時期については、安全確保のため、多数の狩猟者が入る猟期を除く期間（4月から10月のうち夏場を除く期間）とし、捕獲場所については、

森林皆伐地等の見通しが良く安全が確保できる箇所とする。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊豆市内	ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アナグマについては、権限移譲済みである。

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ	- 平成16年度から市単独で実施している農林業者への侵入防止柵設置に対する助成を継続(年間目標 10km) - 鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫補助)等、補助事業を活用した侵入防止柵の設置	- 平成16年度から市単独で実施している農林業者への侵入防止柵設置に対する助成を継続(年間目標 10km) - 鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫補助)等、補助事業を活用した侵入防止柵の設置	- 平成16年度から市単独で実施している農林業者への侵入防止柵設置に対する助成を実施(年間目標 10km) - 鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫補助)等、補助事業を活用した侵入防止柵の設置

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ	○侵入防止柵設置事業（市単独補助）により設置された防止策については、広報等を通じて適正な管理について周知するとともに、経年劣化による効果低減を防止するため一部修繕に要する経費も補助対象とする現行制度を維持していく。 ○補助事業等で設置された侵入防止柵については、現地確認によって判明した不備や適正な管理方法を設置者に通知するなど、防護効果を最大限発揮できるよう指導する。
令和 8年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ	○侵入防止柵設置事業（市単独補助）により設置された防止策については、広報等を通じて適正な管理について周知するとともに、経年劣化による効果低減を防止するため一部修繕に要する経費も補助対象とする現行制度を維持していく。 ○補助事業等で設置された侵入防止柵については、現地確認によって判明した不備や適正な管理方法を設置者に通知するなど、防護効果を最大限発揮できるよう指導する。
令和 9年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ	○侵入防止柵設置事業（市単独補助）により設置された防止策については、広報等を通じて適正な管理について周知するとともに、経年劣化による効果低減を防止するため一部修繕に要する経費も補助対象とする現行制度を維持していく。 ○補助事業等で設置された侵入防止柵については、現地確認によって判明した不備や適正な管理方法を設置者に通知するなど、防護効果を最大限発揮できるよう指導する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ	○緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去など生活環境管理を実施していくには、農業従事者個人の対応では限界があるため、集落ぐるみでの実施について説明会などを開催する。 ○鳥獣の生態や被害対策の知識や技術習得のための農業従事者をはじめ多くの市民を対象とした研修会を開催する。

令和 8年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ	○緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去など生活環境管理を実施していくには、農業従事者個人の対応では限界があるため、集落ぐるみでの実施について説明会などを開催する。 ○鳥獣の生態や被害対策の知識や技術習得のための農業従事者をはじめ多くの市民を対象とした研修会を開催する。
令和 9年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ	○緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去など生活環境管理を実施していくには、農業従事者個人の対応では限界があるため、集落ぐるみでの実施について説明会などを開催する。 ○鳥獣の生態や被害対策の知識や技術習得のための農業従事者をはじめ多くの市民を対象とした研修会を開催する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊豆中央警察署	○住民からの通報に基づく現場状況確認 ○静岡県や伊豆市から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣 ○現場状況に応じて、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置の実施
静岡県東部農林事務所	○住民からの通報に基づき、関係機関（伊豆中央警察署、伊豆市、鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議 ○田方猟友会員、鳥獣保護管理員への協力要請と捕獲等対応依頼
伊豆市有害鳥獣捕獲隊	○伊豆市からの出動要請に基づく現場状況の把握 ○捕獲、追払いの実施
伊豆市	○住民からの通報に基づく現場状況確認 ○関係機関（伊豆中央警察署、静岡県、鳥獣保護管理員、市役所関係部局等）との連絡調整、対応方法の協議 ○伊豆市有害鳥獣捕獲隊への出動要請 ○地元自治会への注意喚起、避難誘導の協力依頼

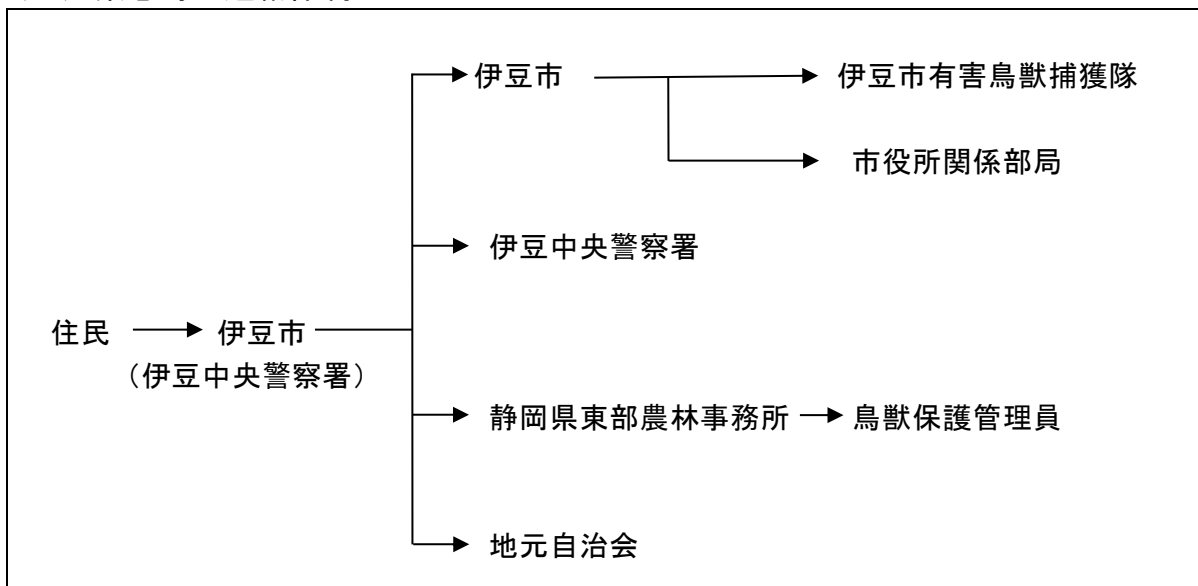
	○教育委員会、健康福祉部を通じて、近隣小学校、中学校、幼稚園、保育園等への情報提供・注意喚起と避難誘導の協力依頼
地元自治会	○住民からの通報に基づく伊豆市および伊豆中央警察署への連絡 ○住民への情報提供・注意喚起 ○住民の避難誘導

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」および民間事業者が運営する市内の食肉加工処理施設に搬入するか、捕獲者の自家消費或いは山中埋設または、平成 29 年度に設置した減容化処理施設で捕獲個体の処理を円滑に進める。

<伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」>

1 目的

伊豆市では、ニホンジカ・イノシシの被害対策として年間を通じて捕獲を推進していたが、食肉として利用されるのはわずかであったことから、「命あった動物を最大限に有効利用することが大切である」と考え、平成 23 年 4 月 1 日、公設公営によりイズシカ問屋の稼働を開始した。

イズシカ問屋の開設により、「イズシカ」「イズシシ」として伊豆市の新たな特産物とすることを目指す。また、個体の買い取りにより、捕獲者の意欲向上および・処分に係る負担軽減につなげる。

2 処理工程

(1) 概要

厚生労働省「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」および国産ジビエ認証の基準を遵守し、さらに電解水での洗浄や熟成などの独自の処理を加え、高品質な食肉の生産に努めている。

(2) 搬入

個体の重量や状態に応じて、ニホンジカ・イノシシ1頭あたり8千円～1万4千円を捕獲者へ支払う。また、搬入個体ごとに番号を付し、トレーサビリティを実施。

(3) 剥皮

電動ウインチを使って皮を剥く。衛生的でスムーズに作業が行なえるだけでなく、皮は革製品の原材料として利用するため、刃物の傷がつかないメリットもある。

(4) 洗浄・殺菌

電解水（アルカリ水・酸性水）を用いて、強力な洗浄と殺菌を施す。

(5) 熟成

7～10日熟成庫に貯蔵し、旨みを閉じ込め、柔らかい肉へ仕上げる。

(6) 急速冷凍

－30℃のアルコール液で急速冷凍し、熟成でできた旨みを閉じ込める。

(7) 金属探知

金属探知機に通し、体内に残った銃弾を検査する。

3 稼動状況（年間処理能力 800 頭）

(1) 搬入実績

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
処理 頭数	ニホンジカ	422	602	708	600	820	957	994
	イノシシ	37	147	68	105	90	194	95
	合計	459	749	776	705	910	1,151	1,089
稼働率(%)		57.4	93.6	97.0	88.1	113.8	143.9	136.1
区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
処理 頭数	ニホンジカ	834	836	917	811	872	894	
	イノシシ	202	144	194	82	17	0	
	合計	990	980	1,111	893	889	894	
稼働率(%)		123.8	122.5	138.9	111.6	111.1	111.7	

(2) 収支実績 (単位: 千円)

① 収入

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
食肉販売	4,949	6,998	7,033	9,437	13,642	16,985	19,824
ペットフード販売			524	1,072	1,827	3,480	6,910
皮販売			20	34	94	105	95
角販売					93	173	50
加工品販売						188	227
補助金						3,760	1,600
商品送料						31	368
合 計	4,949	6,998	7,577	10,543	15,656	24,722	29,074
区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
食肉販売	18,798	19,878	19,978	19,132	16,750	13,737	
ペットフード販売	6,895	6,385	8,780	7,490	5,922	5,050	
皮販売	45		82	13	16	115	
角販売	78		50	160	55	183	
加工品販売		29	4				
補助金	2,673	1,089	1,827	1,305	585	297	
商品送料	339	504	767	681	574	491	
合 計	28,828	27,885	31,488	28,781	23,902	19,873	

② 支出

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
原材料費	3,800	6,568	6,720	6,158	7,914	9,405	9,220
産廃処分費	2,809	4,831	5,785	7,146	5,650	5,992	4,581
人件費	5,368	8,753	14,728	13,664	15,715	17,406	17,896
水道光熱費	982	1,371	1,829	1,991	2,184	2,115	2,467
施設増設工事			6,668				41,494
その他	3,051	2,425	3,190	3,388	4,596	5,044	5,013
合 計	16,010	23,948	38,920	32,347	36,059	39,962	80,671
区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
原材料費	8,666	8,127	9,027	7,315	7,222	7,053	
産廃処分費	262	951	638	1,089	814	770	
人件費	16,272	14,564	15,901	20,095	18,926	21,800	
水道光熱費	3,522	3,728	3,681	4,074	4,841	4,002	
施設増設工事			0				
その他	7,069	6,145	5,039	4,557	5,403	5,660	
合 計	35,791	33,515	34,286	37,130	37,206	39,285	

③収支

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収支	△11,061	△16,950	△31,343	△21,804	△20,403	△15,240	△51,597
区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
収支	△6,963	△5,630	△2,798	△8,349	△13,304	△19,412	

※H25年度…冷凍庫増設工事を除くと△24,675千円

※H29年度…減容化処理施設工事を除くと△10,106千円

4 課題

(1) 食肉販売

○ニホンジカは歩留りが15%程度と悪く、大きな利益を生み出すことが難しい。食肉にできない細かいスジ肉や内臓についてもペットフードとして利用しているが、限界がある。

○豚熱（CSF）に感染した野生イノシシが県内及び市内で確認されているため、令和4年度中途から搬入を中止しており、販売収入、また販売店への供給に大きな影響を受けている。

(2) 皮、角などの副産物利用

○発注に応じてシカ皮の販売をしているが、一部にとどまっている。原因としては、シカ皮をなめす技術を有する業者が少ないため費用が高く、結果として革製品もかなり高価なものとなり、需要は伸び悩んでいる。

○角は令和2年度から5年度まで計6回の入札を実施し、その結果から販売価格を決定することができた。しかし、安定した周期で購入してもらえる販売先がなく、在庫過剰となっている。今後は角のPR等を行い、新たな販売先を見つける必要がある。

(3) 人材の確保

○シカ、イノシシの解体および精肉作業は、特殊な技術を要するため人材の確保が難しい。今後、施設を継続的に稼働していくためにも若い人材の育成が必須である。

(4) 受入の限界

○シカ、イノシシの捕獲数は年々増加傾向にあり、搬入頭数も増えている。食肉庫加工施設および減容化処理施設の処理容量を超えた場合にやむを得ず搬入を断るケースもあるが、本来の目的である有効利用、捕獲者の負担軽減のため、可能な限り受け入れる方法を検討する必要がある。

5 目標

令和3年度以降、作業員の増加や水道光熱費の高騰により支出が増えた一方で、イノシシの搬入停止によって収入は減少し、赤字が拡大した。食肉やペットフードはもちろん、シカ皮、シカ角など資源を最大限活用し、収支の改善を図っていく。

<減容化処理施設>

1 目的

野生鳥獣による被害軽減のためには、さらなる捕獲圧をかける必要があるが、捕獲者の減少・高齢化により、増大する捕獲要請に応えうる余力が乏しく、また、食肉加工センターでの受け入れ頭数にも限界がある。

このため、捕獲個体を減容化処理施設で受け入れることにより、捕獲者の負担軽減および捕獲意欲の向上を図り、捕獲頭数の増加および被害の軽減を目指す。

2 処理工程

炭化チップと微生物を混ぜ合わせ、水分と熱を加えて処理床を作る。その中へ個体を丸ごと、または食肉加工の過程で排出された残渣を投入し、分解・減容化する。

3 処理量

区分	頭数	備考
伊豆市内年間捕獲頭数	5,000	有害捕獲、管理捕獲、狩猟の合計頭数
イズシカ問屋搬入	800	年間計画処理頭数
自家消費	1,260	4,200頭×30%（捕獲者聞取り）
埋設	2,940	4,200頭×70%（捕獲者聞取り）

- ・処理個体の平均重量 40kg
- ・処理能力 150kg/日×稼働日数 350日＝年間の処理可能重量 52,500kg
 $52,500\text{kg} \div 40\text{kg} = 1,312$ 頭分
- ・埋設 2,940 頭のうち、処理機投入の割合 45%を目標とする

（注）適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	○伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」を引き続き適正に運営・管理し、市内を中心とした各精肉店に卸販売をしていく。
ペットフード・皮革	○伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」においては、引き続きペットフード、皮、角の販売に努めるとともに、皮や角の利用に特化した技術者の育成・派遣等の活用を検討する。 ○ペットフードを製造する市内業者と連携し、捕獲者の負担軽減が図れるよう多くの個体を引き取る環境を整備する。

伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」

(年間販売額の目標) ※食肉、ペットフード、皮、角、販売の合計

区分	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
シカ・イノシシ	19,085 千円	31,783 千円

※イノシシの搬入再開を想定し、令和2年度の実績から1割の増加目標とする

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

設置済

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

シカ、イノシシの解体および精肉作業は、特殊な技術を要するため、人材の育成が喫緊の課題。現在の意欲と能力、技術のある作業員による現場での技術、知識の習得を基本として、後継者の人材育成に努める。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

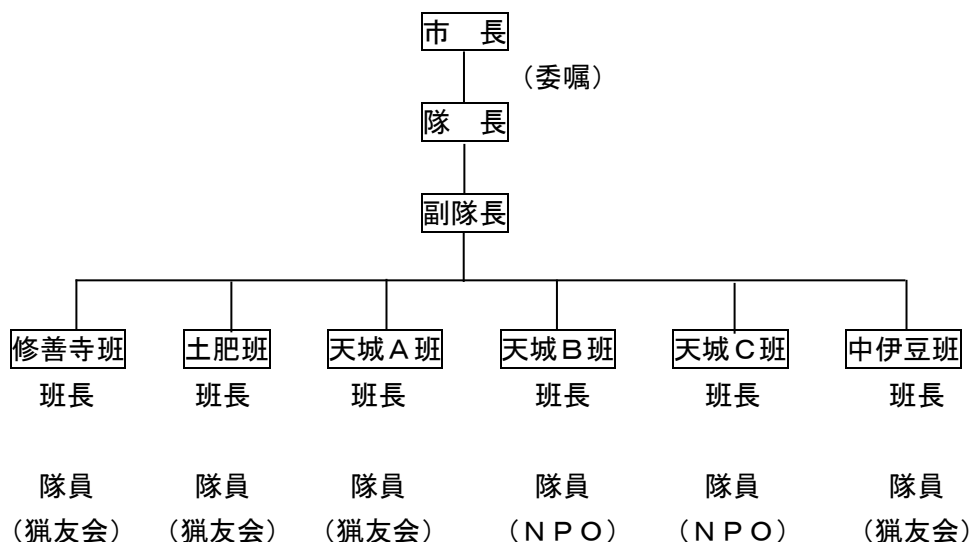
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊豆市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
伊豆市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行なう。
伊豆市農業委員会	鳥獣被害対策を行い、鳥獣被害関連情報の提供を行なう。
伊豆市有害鳥獣捕獲隊※	有害鳥獣捕獲活動および有害鳥獣関連情報の提供を行なう。
富士伊豆農業協同組合	組合員との連絡調整および鳥獣被害対策の普及・指導を行なう。
静岡県農業共済組合東部地域センター	農業被害実態の把握と情報提供を行なう。
伊豆市椎茸組合	組合員と連携し、鳥獣被害対策を行なう。
天城湯ヶ島山葵組合	組合員と連携し、鳥獣被害対策を行なう。
中伊豆山葵組合	組合員と連携し、鳥獣被害対策を行なう。
土肥山葵組合	組合員と連携し、鳥獣被害対策を行なう。
伊豆市部農会	鳥獣被害対策および鳥獣被害関連情報の提供を行なう。

鳥獣保護管理員	鳥獣保護及び管理に関する業務および情報提供を行なう。
田方森林組合	組合員と連携し、森林整備および鳥獣被害関連情報の提供を行なう。
狩野川漁業協同組合	組合員と連携し、カワウ対策を行なう。
伊豆森林管理署	オブザーバー
静岡県東部農林事務所	
静岡県農林技術研究所 森林・林業研究センター	
市内有害鳥獣取扱い業者	

※伊豆市有害鳥獣捕獲隊の構成



- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
伊豆森林管理署	国有林に関する情報の提供、鳥獣被害防止技術の情報交換等を行なう。
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害関連情報の提供を行なう。
静岡県農林技術研究所 森林・林業研究センター	鳥獣被害対策に係る助言を行なう。
市内有害鳥獣取扱い業者	捕獲個体の有効活用のため、個体の受け入れおよび処理加工・販売等を行なう。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 29 年 4 月 1 日に伊豆市鳥獣被害対策実施隊を設置。委嘱した伊豆市有害鳥獣捕獲隊からの選抜隊員と伊豆市職員で構成する。

市の統率の下、被害箇所での捕獲対応、効率的な捕獲方法の普及活動や研修会の開催、各集落での防護対策の指導助言等、鳥獣被害防止対策に関わる活動を行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

事業が市の鳥獣被害対策の核となり、被害の実情に応じて情報共有と施策が迅速かつ的確に実施できるよう、加入構成機関の増減を含め、協議会を充実させるための検討を行い、必要に応じて改正していく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○捕獲者が減少する中、捕獲目標数の達成は重要課題であるが、農林水産物、生態系、生活環境に被害をもたらす鳥獣をいかに効率的に捕獲するかが重要である。そのため、以下の方策を推進していく。

- ・捕獲実施箇所、被害箇所、生息域、目撃情報を可視化するなど、数値ではなく面で把握できるようGIS等を利用した情報把握を行う。
- ・この結果、生息域のうち比較的捕獲圧が低い箇所を洗い出し、重点的な捕獲を実施する。
- ・巻き狩りを中心とした銃猟に加え、適地での箱わな・囲いわなによる誘引捕獲や、集中的なくくりわなの設置など、効率的な捕獲方法を検討し、実施する。

○鳥獣被害対策にあたっては、集落単位での面による防護が重要である。そのため、以下の方策を推進していく。

- ・ニホンジカ、イノシシの生態と特徴、効果的な侵入防止柵の設置について、市民への知識の普及を図る。
- ・集落単位で集落診断を実施するなど、防護の重要性と地形や特性にあった防護手段の普及を図る。
- ・センサーカメラを活用した調査を積極的に実施し、加害鳥獣の特定、行動特性に応じた捕獲、防護対策を講じていく。

○県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。